

福岡県社会福祉審議会資料

【審議事項】

地域福祉支援計画専門分科会の設置について

福祉労働部福祉総務課

地域福祉支援計画専門分科会の設置について

1. 福岡県社会福祉審議会に地域福祉支援計画専門分科会を設置し、下表のとおりに設置要綱を定める。

専門分科会	設置要綱
地域福祉支援計画専門分科会	地域福祉支援計画専門分科会設置要綱

2. 下表の左の欄に掲げる事項に係る専門分科会の決議は、社会福祉審議会の決議とする。

事 項	専門分科会
福岡県地域福祉支援計画に係る調査審議	地域福祉支援計画専門分科会

福岡県地域福祉支援計画専門分科会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づき、福岡県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に福岡県地域福祉支援計画専門分科会（以下「専門分科会」という。）を置く。

(委員)

第2条 専門分科会に属すべき委員は、審議会の委員のうちから委員長が指名する。
2 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長を置き、その専門分科会に属する委員のうちから互選する。

(専門分科会長)

第3条 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

(専門分科会副会長)

第4条 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門分科会の決議は、審議会の同意を得て、審議会の決議とすることができる。
2 審議会の会議は、専門分科会長が招集し、専門分科会長がその議長となる。
3 専門分科会長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
4 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
6 臨時委員は、法第9条第1項に規定する特別の事項を調査審議する場合には、前二項の適用について委員とみなす。
7 専門分科会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(事務局)

第6条 専門分科会の事務局は、福岡県福祉労働部福祉総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門分科会の運営について必要な事項は、専門分科会長が専門分科会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月4日から施行し、施行日から適用する。

地域福祉支援計画専門分科会の設置について

平成29年6月2日に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が改正され、平成30年4月から施行された。

この改正により、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について、任意とされていたものが努力義務にされ、計画に定める事項も追加された。

これを受け、本県でも福岡県地域福祉支援計画の見直しを行うに当たり、知事から福岡県社会福祉審議会に諮問されたため、社会福祉法第11条第2項の規定に基づき、新たな専門分科会を設置して審議し、その決議を審議会の決議としたい。

- 1 追加する専門分科会
「地域福祉支援計画専門分科会」
- 2 追加する決議事項
「福岡県地域福祉支援計画に係る調査審議」

<社会福祉法（昭和26年法律第45号抜粋）>

(地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

- 2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

- 2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(都道府県地域福祉支援計画)

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

専門分科会の決議が社会福祉審議会の決議とされているもの（現行）

※参考 1 専門分科会の決議が社会福祉審議会の決議とされているもの

事項	専門分科会		
(1) 社会福祉施設等の整備事業計画に係る調査審議（福岡県社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査要綱第3条第1項、第5条）	児童福祉専門分科会 老人福祉専門分科会 障がい者福祉専門分科会		
(2) 芸能、出版物、がん具、遊戯等（児童福祉文化財）の推薦又はその製作者、興行者、販売者等への勧告に係る調査審議（児童福祉法第8条第7項）	児童福祉専門分科会		
(3) 要保護児童等に対する訓戒、指導、里親への委託、児童養護施設等への入所等に係る調査審議（児童福祉法第27条第6項）			
(4) 里親の認定に係る調査審議（児童福祉法施行令第29条）			
(5) 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付停止決定に係る調査審議（母子及び寡婦福祉法施行令第13条第1項、第38条）			
(6) 青少年に有益な図書類、興行、がん具類又はフィルタリング・ソフトの推奨に係る調査審議（福岡県青少年健全育成条例第10条）			
(7) 携帯電話事業者等の勧告に関する調査審議（福岡県青少年健全育成条例第15条の2）			
(8) 青少年に有害な図書類、興行、広告物又はがん具類の指定に係る調査審議（福岡県青少年健全育成条例第16条～第20条）			
(9) 児童福祉施設（保育所）の設置認可に係る調査審議			
(10) 社会福祉施設の設備、運営等に関する基準に係る調査審議		児童福祉施設等 〔 ・児童福祉法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 〕	児童福祉専門分科会
		老人福祉施設等 〔 ・老人福祉法 ・介護保険法 〕	老人福祉専門分科会
	障がい者、障がい児福祉施設 〔 ・障害者総合支援法 ・児童福祉法 〕	障がい者福祉専門分科会	
(11) 民生委員の定数に係る調査審議	民生委員審査専門分科会		
(12) 子どもの貧困対策の推進に係る調査審議に関する事	児童福祉専門分科会		
(13) その他専門性が高く専門分科会の判断に委ねることが適当と委員長が認めるもの	児童福祉専門分科会 老人福祉専門分科会 障がい者福祉専門分科会		

※参考 2 法令の規定により専門分科会等の決議が社会福祉審議会の決議とされているもの

事項	専門分科会
(1) 民生委員の適否の審査に関する調査審議（社会福祉法施行令第2条第3項）	民生委員審査専門分科会
(2) 身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議（社会福祉法施行令第3条第3項）	障がい者福祉専門分科会 審査部会

30福総第2.4.2号
平成30年6月20日

福岡県社会福祉審議会委員長 殿

福岡県知事 小川 洋

地域福祉支援計画について（諮問）

地域共生社会の実現に向けた取組みを推進するため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されました。

これにより、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について、任意とされていたものが努力義務にされるとともに、策定するに当たっては、

- （1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2）市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- （3）社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- （4）福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- （5）市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

を盛り込むこととされました。

これを受け、福岡県では「福岡県地域福祉支援計画」の見直しを行うこととしましたので、次期福岡県地域福祉支援計画について御意見をいただきたく、社会福祉法第7条第2項の規定に基づき諮問いたします。